

「子ども虐待対応の手引き」の追補版改訂

概 要 版

(平成16年5月25日 所長会議承認)

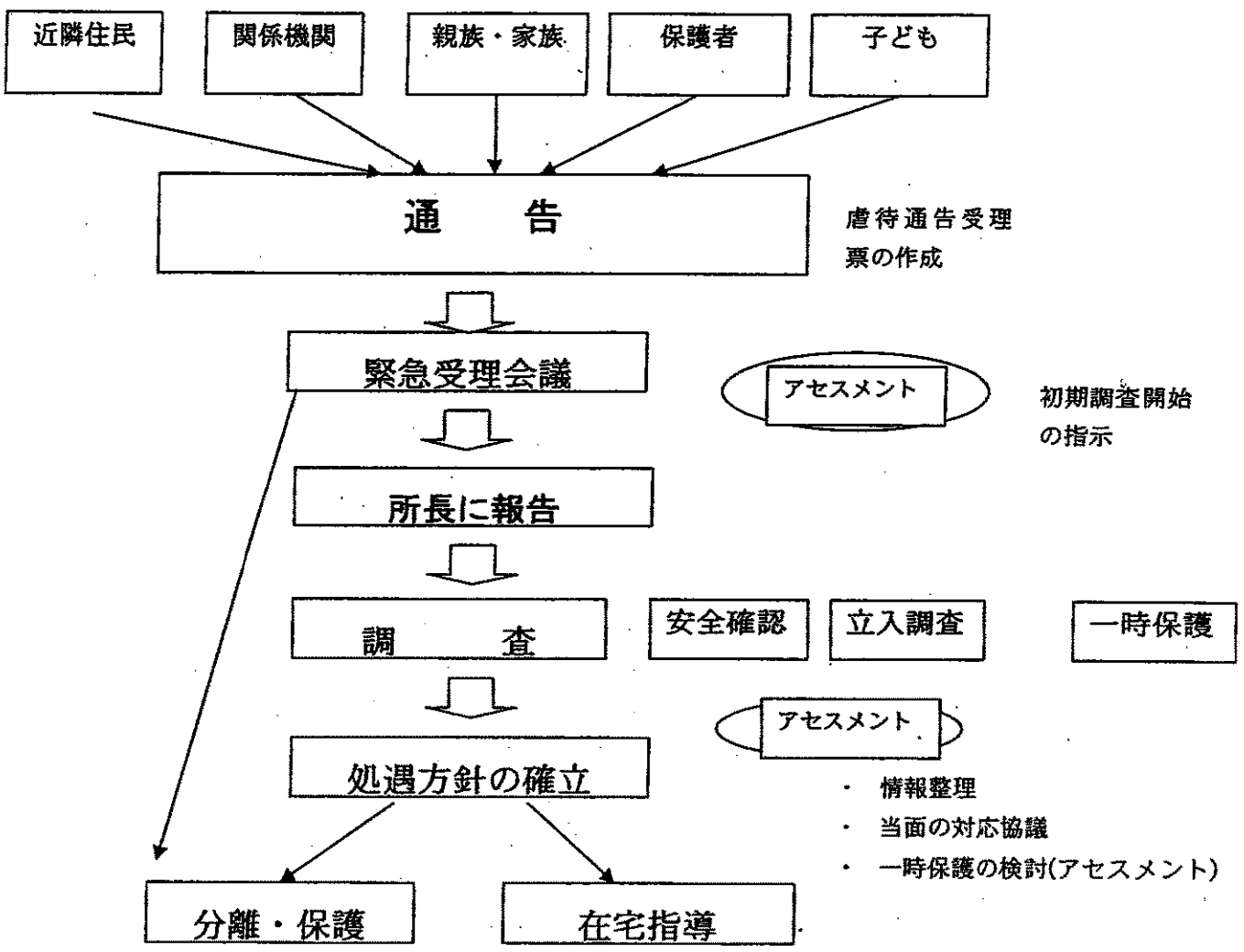
(抜 粋)

児童虐待は子どもへの最大の人権侵害であり、その心身に計り知れない傷を残し、時には生命を奪うことさえある。私たちは、岸和田・和歌山の虐待事件で、子どもの生命と安全を守りきれなかった責任の重大さを教訓とし、児童虐待問題緊急対策検討チームが策定した緊急提言を受けて、「虐待対応マニュアル」の見直しを行なった。

本概要版は子ども家庭センターの職員が児童虐待を発見したとき、あるいはその疑いを抱いたときの対応の基本原則および対応の手順の概要を示したものであり、全職員に配布し、周知徹底するものである。

大阪府子ども家庭センター

通告への初期対応(図)



第7節 ケース運営と進捗管理

(1) リスク管理機能

① SVによるリスクマネジメント

子ども家庭センターの虐待対応の業務は、虐待ケースのアセスメントを行いながら、家族の援助と子どもの状況に応じて介入的な行政権限を行使して子どもの安全確保を図るとともに、親子関係の修復と家族の再構築を目指す業務であり、高度の専門性と経験による熟練度が求められる。とりわけ子どもの生命、安全確保のための的確なリスク管理が最優先されねばならない。

そのため、虐待ケースは組織的対応を原則とし、所長・次長兼虐待対応課長・関係課長はスーパーバイザーとしての高度な専門的判断、行政的・法的判断を行うとともに、常に危機管理に配慮する。

また、ケースの受理、保護決定アセスメント、処遇方針決定、措置解除等の節目となる判断を的確に行うため、必ず所長まで上げて協議し、組織として重層的な点検・評価を行う。

② 複数対応の原則（第1節の4参照）

③ ケースの進行管理

虐待ケースの進行管理については、定期的に現状把握と援助の方法、リスクアセスメントについて組織的チェックを行い、見落としや判断の誤り等を点検する。

④ 職員の安全管理（第1節の9参照）

⑤ 虐待致死等重症事例の課題分析

虐待により死亡した事例や重症事例については、当該センターをはじめ、子ども家庭センター全体でなぜ防げなかったのか厳格な課題分析を行い、課題や反省点を明らかにし、虐待対応に速やかに反映する。

また、その他対応に困難をきたした事例についての課題等も分析し、今後の虐待対応に向けて、マニュアルとして蓄積する。

(2) 虐待対応課以外の課における対応

① 虐待に対する危機意識の徹底

全課の職員が、非行問題や養護問題、不登校、DV相談、生活保護相談等、子ども家庭センターに寄せられるあらゆる相談には、複雑な家族病理のなかに虐待問題が潜んでいる可能性があるという認識と危機意識をもって相談に対応する。

そのため、全職員が虐待対応の原則を熟知することが必要である。

② 家庭支援課、健全育成課等他課における虐待ケースの進行管理

ア 家庭支援課、健全育成課においても、主問題に虐待問題を併せ持つケースを

多く担当している。また地域育成課においてはDV相談で、生活福祉課では生活保護受給世帯で子どもの虐待を伴っている場合がある。(H16改正された児童虐待防止法でDVも虐待の定義に含まれることになった。)

関係課においても、虐待のリスクを的確にとらえ、適切に対応するため、これら虐待ケースの組織的な進行管理が不可欠である。

イ そのため、ケースの受理会議を行う中で、課長(SV)は相談の背後にある虐待や家族病理によるリスク等を整理する。

ウ 虐待の疑いがあると判断される場合は、緊急受理会議に次長が参加するとともに、関係課長は次長に進行状況を報告・協議し、主担当課、役割分担、合同カンファレンス、総合的な処遇方針の検討を行う。

エ 次長は、関係課長と共に上記ケースの進行管理を行い、総合的なSVを行う。

オ 関係課長は定期的にケース進行状況を次長に報告するとともに、必要に応じてアセスメントを行い、役割分担や主担当課の変更を協議する。

(3) 職員の資質向上、システム改善

① 職員の臨床的資質向上

虐待対応には高度の専門性と熟練が求められるため、虐待対応の専門研修と実務研修をプログラム化し、職員は受講する。

新任・新規採用職員については、早期に研修を受講するとともに、一定期間は複数で対応する体制をとり、家族の総合診断やリスクアセスメントの力を養うための現任訓練を行う。

また、所長・次長は、危機管理・リスクマネジメントについての研修を受講するとともに、的確な専門的・行政的判断を行えるよう自己研鑽を行う。

② 第三者的視点の導入

ア ケース運営について、子ども家庭センターの専門領域を越える課題の解決に向けて、子どもの権利を擁護する立場からの法的対応及び医学的判断等の外部専門家の視点を強化するため、各センター単位で弁護士と医師で構成されている「危機介入援助チーム」を積極的に活用する。

イ また、児童福祉法28条及び33条第6項の申立をはじめ法的対応に必要なケースや保護者と意見が対立するケース等については、積極的に措置審査部会の審査を受け、専門家による総合的、多面的な意見を得て的確な判断に努める。

③ 虐待業務のIT化

平成16年6月から全センターに導入される虐待業務のIT化について、虐待のリスク判断、ケースの進行管理、記録の省力化を図るため活用し、早期に評価を行い業務の質の向上と効率化を図る。

(4) 他府県とのケース移管のシステム確立

虐待ケースの他府県への転出、他府県からの転入については、機関による援助やモ

ニタリングが中断するためにリスクが高まる可能性がある。

他府県間の在宅の虐待ケースの移管については、ケースの総合診断や指導経過を的確に伝えるとともに、相互に地域のネットワークの支援状況や児童相談所が担う役割を明確に伝え、速やかにケース移管（指導依頼）を行う。

また、転出先の保健センターや学校、保育所等に対しても、機関間のケースの引継が適切に行われるよう関係機関に事前に要請することが必要である。